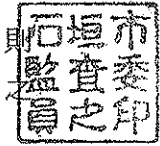




石監第 41 号  
平成22年9月27日

石垣市長 中山 義隆 様

石垣市監査委員 池 間 義  
同 平 良 秀



平成21年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率の規定に基づき審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の手続

健全化判断比率の審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に準拠して適性に作成されているかどうかを確認するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類等の計数を照合し、関係職員からその内容を聴取して審査を実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり関係法令等に準拠して適性に作成されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符号し、いずれも適正であると認められた。

#### (1) 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源を支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計、港湾事業特別会計）の歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表す。

（単位：千円、％）

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B) * 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成21年度	△ 451,805	12,201,673	△ 3.70	13.03	20.00
平成20年度	△ 168,519	11,839,594	△ 1.42	13.07	20.00
増 減	283,286	362,079	2.28	—	—

※「実質赤字額」及び「赤字比率」は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

#### (2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の一般会計、特別会計及び水道事業会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体を一法人として捉え、歳出に対する歳入の資金不足を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

市全会計の赤字の程度を指標化し、その運営の深刻度を表す。

（単位：千円、％）

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B) * 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成21年度	△ 749,458	12,201,673	△ 6.14	18.03	40.00
平成20年度	△ 490,312	11,839,594	△ 4.14	18.07	40.00
増 減	259,146	362,079	2.00	—	—

※「連結実質赤字額」及び「赤字比率」は、連結実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

### (3) 実質公債費比率

実質公債比率は、一般会計等の公債費をはじめ、公営企業会計等で支払った元利償還金に充てた繰入金、一部事務組合等が支払った元利償還金に対する負担金、公債費に準ずる経費及び一時借入金を含むすべての元利償還金の一般財源等の額を、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基にした額で割り出した3か年平均の比率である。この数値が大きいくほど公債費の負担が重くなり、資金繰りの危険度を表します。

(単位：千円、%)

	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
公債費充当一般財源	2,607,160	2,493,424	2,734,301	2,813,335
公営企業債に充てた繰入金	295,283	294,909	304,949	254,157
債務負担行為に係るもの	94,557	103,212	103,212	8,645
一時借入金の利子	9,682	17,937	18,406	13,974
計 (A)	3,006,682	2,909,482	3,160,868	3,090,111

災害復旧等の基準財政 需要額 (B)	853,330	843,024	807,705	761,770
基準財政需要額に参入され た公債費等の額 (C)	673,765	572,751	591,935	652,941

標準税収入額＋普通交付税＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	12,201,673	11,839,594	11,485,090	11,603,772
--------------------------------------	------------	------------	------------	------------

比率 (単年度) $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} * 100$	14.66031	14.32975	17.46306	16.44312
---	----------	----------	----------	----------

実質公債費比率 (3か年平均)	平成 21 年度 (H19~H21)	平成 20 年度 (H18~H20)	増減
	15.4	16.3	△0.9

早期健全化基準	25.0
財政再建基準	35.0

- 「公債費充当一般財源」は、一般会計等の公債費から繰上償還額及び償還の財源に充当した特定財源を除いたものである。
- 「公営企業債に充てた繰入金」は、次の会計の地方債の償還の充てたと認められる一般会計からの繰入金である。
  - ・公共下水道事業特別会計 ・農業集落排水事業特別会計 ・港湾事業特別会計
  - ・水道事業会計
- 「標準財政需要額に算入された公債費等の額」は、地方交付税の算定方法に従って算出された当該年度の算入される額で、事業補正、密度補正等がある。



(5) 資金不足比率

一般会計等の実質赤字比率に相当するもので、公営企業の資金不足額が事業の規模に対し、どの程度の割合かを示す指標であり、公営企業の経営状態を表すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対する資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があることになる。

(単位：千円、%)

会計名	区分	平成 21 年度(a)	平成 20 年度(b)	増減(a)-(b)
水道事業会計	資金不足額(A)	△1,299,462	△1,221,525	△77,937
	事業の規模(B)	1,292,196	1,324,541	△32,345
	比率(A/B)*100	△100.6	△92.2	△8.4
港湾事業特別会計	資金不足額(A)	△33,493	△4,062	△29,431
	事業の規模(B)	272,580	226,225	46,355
	比率(A/B)*100	△12.3	△1.8	△10.8
公共下水道事業特別会計	資金不足額(A)	△10,361	△6,498	△3,863
	事業の規模(B)	67,743	59,108	8,635
	比率(A/B)*100	△15.3	△11.0	△4.3
農業集落排水事業特別会計	資金不足額(A)	△2,217	△4,006	1,789
	事業の規模(B)	7,771	3,699	4,072
	比率(A/B)*100	△28.5	△108.3	79.8

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※「資金不足額」及び「資金不足比率」は、資金収支が黒字である場合は負の値で表示される。

3 審査の意見

以上が平成 21 年度における健全化判断の概要であるが、実質赤字額は 2 億 8,328 万 6 千円(2.28%)、連結実質赤字額 2 億 5,914 万 6 千円(2.00%)と黒字額がそれぞれ増加している。連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計の赤字額が増加したものの、一般会計等実質収支額、水道事業会計の剰余金が増加したことにより黒字額が発生している。しかし、国民健康保険事業の累積赤字は、今後さらに増加することが懸念され、その事業の運営は、ますます困難になるものと考えられることから、一般会計からの繰入や保険料のあり方について検討を深め、収支不足の解消に向けた対策への取組を図られたい。

実質公債費比率は、平成 21 年度の単年度比率が 14.66%で、前年度の 14.33%を 0.33%上回ったが、3 か年の平均を示す実質公債費比率は 15.4%で、前年度の 16.3%より 0.9%減少し、改善している。

将来負担比率は、平成 21 年度が 109.0%で、前年度の 122.3%より 13.3%下回ったことにより、前年度に引き続き改善している。

資金不足比率は、平成 20 年度決算、平成 21 年度決算ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は生じていない。

本市の健全化判断比率については、法令に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金

不足比率で赤字はなく、実質公債比率、将来負担比率も早期健全化基準を下回っていることから良好な状態といえる。今後も健全化判断比率に十分留意の上、さらに健全で安定した財政運営に努められるよう望むものである。